

| | | |
|---|----------------|----------------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 令和元年12月20日（金） 号外第 6 4 号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 規 則 | 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（22）（県民参画協働課）・・・ 4 |
| | 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則（23）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 5 |
| | 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（24）（子育て王国課）・・・・・・・・ 6 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （25）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 |
| | 鳥取県会計規則の一部を改正する規則（26）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・ 14 |

公布された規則のあらまし

◇鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県個人情報保護条例の一部が改正され、心身の故障により実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者について規則で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 心身の故障により実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者は、精神の機能の障がいにより実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

大麻取締法及び大麻取締法施行規則の一部が改正され、大麻取扱者の欠格条項の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 大麻取扱者免許申請書の添付書類から成年被後見人又は被保佐人でないことを証する書類を削り、精神の機能の障がいにより大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する医師の診断書を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部が改正され、保育士の欠格事由の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 保育士資格喪失届の資格を喪失した事由欄から、保育士が成年被後見人又は被保佐人になった場合を削り、精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者になった場合を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

産業廃棄物再生利用業に係る指定基準を見直すこと及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物再生利用業の指定の申請書等の添付書類を見直す。
- (2) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の様式中引用する法の条項を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

統轄店が設ける勘定の一部を別段預金から普通預金に切り替えることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる勘定を別段預金から普通預金に切り替える。
 - ア 会計管理者からの支払命令書に基づく指定出納取扱店への資金交付を行う勘定
 - イ 会計管理者からの支払取消指示書に基づく指定出納取扱店からの取消資金の戻入れを行う勘定
 - ウ 会計管理者から他の金融機関に預託金をすることについて通知を受けたときに払出しを行う勘定
 - エ 会計管理者から預託金の戻入れについて通知を受けたときに戻入れを行う勘定
- (2) 施行期日は、令和2年1月1日とする。

規 則

鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の方法等）</p> <p>第23条 略</p> <p><u>（心身の故障により実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）</u></p> <p><u>第23条の2 条例第35条第2号の規則で定める者は、</u> <u>精神の機能の障がいにより実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u></p> | <p>（実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の方法等）</p> <p>第23条 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和28年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>別記様式第 1 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">収入証紙 貼り付け欄</div> <p style="text-align: center;">大麻取扱者免許申請書</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、所 在地並びに名称及び代 表者の氏名）</p> <p>次のとおり免許を受けたいので申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">略</div> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 <u>免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人である場合にあつては、その業務を行う役員）が精神の機能の障がいにより大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと並びに麻薬、大麻又はあへんの中毒者でないことを証明する医師の診断書</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> | <p>別記様式第 1 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">収入証紙 貼り付け欄</div> <p style="text-align: center;">大麻取扱者免許申請書</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、所 在地並びに名称及び代 表者の氏名）</p> <p>次のとおり免許を受けたいので申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">略</div> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 麻薬、大麻又はあへんの中毒者でないことを証明する医師の診断書</p> <p><u>2 成年被後見人又は被保佐人でないことを証明する書類</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---|---|--|
| <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>保育士資格喪失届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>保育士の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>フリガナ</p> <p>届出者 氏名 ㊞</p> <p>本人との関係</p> <p>電話番号</p> | | <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>保育士資格喪失届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>保育士の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>フリガナ</p> <p>届出者 氏名 ㊞</p> <p>本人との関係</p> <p>電話番号</p> | |
| 略 | | 略 | |
| <p>資格を喪失した事由</p> | <p><input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その</p> | <p>資格を喪失した事由</p> | <p><input type="checkbox"/> 死亡し、又は^そ失踪の宣言を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その</p> |

| | | | |
|---------------|---|---------------|---|
| | 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 | | 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 |
| 注 略 添付書類 略 | | 注 略 添付書類 略 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>様式第 1 号（第 1 条の 2 関係） （第 1 面） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 ⑥</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p style="text-align: center;">（第 2 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p style="text-align: center;">（第 3 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">法定代理人（申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号 <u>リ</u>に規定する未成年者である場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">法第 7 条第 5 項第 4 号 <u>ホ</u>に規定する役員（申請者が法人である場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">（第 4 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の <u>7</u>で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">略</div> <p>注 1～5 略</p> <p>6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の <u>7</u>で定める使用</p> | <p>様式第 1 号（第 1 条の 2 関係） （第 1 面） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 ⑥</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p style="text-align: center;">（第 2 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p style="text-align: center;">（第 3 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">法定代理人（申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号 <u>チ</u>に規定する未成年者である場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">法第 7 条第 5 項第 4 号 <u>ニ</u>に規定する役員（申請者が法人である場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">（第 4 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の <u>6</u>で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">略</div> <p>注 1～5 略</p> <p>6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の <u>6</u>で定める使用</p> |

人の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載欄に全ての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第1号の2の3 (第1条の5関係)
(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

(第2面)

略

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）

略

法第7条第5項第4号ホに規定する役員（申請者が法人である場合）

略

(第3面)

略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

略

注1～5 略

6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

人の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄にすべての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第1号の2の3 (第1条の5関係)
(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

(第2面)

略

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

略

法第7条第5項第4号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）

略

(第3面)

略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

略

注1～5 略

6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6で定める使用人の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第 1 号の 5 (第 2 条の 3 関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第 9 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

申請者 名 称 ㊤

代表者の氏名

電話番号

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 7 で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)
略

注 1 ~ 4 略

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 7 で定める使用人の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載欄に全ての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(第 1 面)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊤

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

様式第 1 号の 5 (第 2 条の 3 関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第 9 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

申請者 名 称 ㊤

代表者の氏名

電話番号

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 6 で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)
略

注 1 ~ 4 略

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 6 で定める使用人の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄にすべての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(第 1 面)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊤

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

注 略

添付書類

1～4 略

5 住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)

6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

7 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

様式第7号(第8条関係)

(第1面)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

㊟

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

注 略

添付書類

1～4 略

5 住民票の写し、登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)及び身分証明書(成年被後見人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。)、被保佐人(同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。)、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第151号)附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものではない旨の官公署の証明書をいう。以下同じ。)

(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書)

6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書

7 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書

様式第7号(第8条関係)

(第1面)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略
(第 2 面)

略
(第 3 面)

略

注 略
添付書類
1～5 略
6 住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)

7 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

8 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

9 略

様式第9号(第9条関係)
産業廃棄物再生利用業変更届出書
職 氏 名 様
産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略
(第 2 面)

略
(第 3 面)

略

注 略
添付書類
1～5 略
6 住民票の写し、登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)及び身分証明書(成年被後見人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。)、被保佐人(同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。)、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第151号)附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものではない旨の官公署の証明書をいう。以下同じ。)
(法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書)

7 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書

8 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し、登記事項証明書及び身分証明書

9 略

様式第9号(第9条関係)
産業廃棄物再生利用業変更届出書
職 氏 名 様
産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出

す。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名 ㊞

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類

1・2 略

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号ニに規定する役員、届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合に係る法定代理人又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で定める使用人に係る変更である場合にあっては、当該変更に係る者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類）

す。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名 ㊞

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類

1・2 略

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号ニに規定する役員、届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合に係る法定代理人又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で定める使用人に係る変更である場合にあっては、当該変更に係る者の住民票の写し、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び身分証明書（成年被後见人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書をいう。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第48条 略</p> <p>2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、<u>普通預金勘定</u>から資金を払い出し、指定出納取扱店に交付しなければならない。</p> <p>第56条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により支払取消済通知書の送付を受けた統轄店は、これを会計管理者に送付するとともに、取消額に相当する額の現金を<u>普通預金勘定</u>に戻し入れなければならない。</p> <p>(預託金の手続)</p> <p>第103条 統轄店は、会計管理者から他の金融機関に預金（以下「預託金」という。）をすることについて通知を受けたときは、預託金の口座に組み替え、<u>普通預金勘定</u>から指定の金融機関に払出しの手続をしなければならない。</p> <p>2 統轄店は、会計管理者から前項の預託金の戻入れについて通知を受けたときは、預託先の金融機関から<u>普通預金勘定</u>への戻入れの手続をしなければならない。</p> <p>3 略</p> | <p>第48条 略</p> <p>2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、<u>別段預金勘定</u>から資金を払い出し、指定出納取扱店に交付しなければならない。</p> <p>第56条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により支払取消済通知書の送付を受けた統轄店は、これを会計管理者に送付するとともに、取消額に相当する額の現金を<u>別段預金勘定</u>に戻し入れなければならない。</p> <p>(預託金の手続)</p> <p>第103条 統轄店は、会計管理者から他の金融機関に預金（以下「預託金」という。）をすることについて通知を受けたときは、預託金の口座に組み替え、<u>別段預金勘定</u>から指定の金融機関に払出しの手続をしなければならない。</p> <p>2 統轄店は、会計管理者から前項の預託金の戻入れについて通知を受けたときは、預託先の金融機関から<u>別段預金勘定</u>への戻入れの手続をしなければならない。</p> <p>3 略</p> |

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。